

京都市コロナ感染防止徹底月間における取組

取組の全体像

対象	取組内容
市民	<p>1 新たな周知啓発資料の作成と取組の展開</p> <p>(1) 「強化月間」における市民・事業者向けの啓発ビラや4コマ漫画の作成, 自主広報の展開</p> <p>(2) 直近1週間の感染状況, 特徴やメッセージの作成・発信</p> <p>2 市民の皆様への行動変容の働きかけの強化</p> <p>(1) 市立学校・園, 保育園・幼稚園・児童館等を通じた, 全家庭, 子ども等への周知・啓発</p> <p>(2) 救急安心センター事業（#7119）（10月1日運用開始）の市民周知リーフレットに, 周知・啓発ビラを添付して自主防災組織を通じて全世帯回覧等に併せた周知・啓発</p> <p>(3) 区役所・支所における市民周知・啓発 各区役所・支所が持つネットワーク（地域団体, 各種媒体等）を通じた市民への周知啓発</p> <p>(4) 大学・学生への働きかけ 各大学を訪問のうえ, 学生への周知徹底を依頼</p> <p>(5) 各局等の媒体等による取組 など</p>
事業者	<p>1 新たな周知啓発資料の作成と取組の展開 上記「市民」と同じ</p> <p>2 事業者による感染拡大予防ガイドラインの遵守の働きかけの強化</p> <p>(1) 各局区が関係する地域団体, 商店街, 業界団体等と協働した周知・啓発の強化（関係業界への更なる協力要請）</p> <p>(2) 店舗等クラスター拡大防止対策指導チームの拡充（8月下旬）</p>

【通常業務を通じた取組（主なもの）】

- ・ 消防職員による防火指導点検のための戸別家庭訪問（16万世帯／年）を通じた啓発ビラによる周知・啓発
- ・ 消防法に基づく市内各事業所への査察指導に併せた啓発ビラによる周知・啓発（年間計画 1万対象物（飲食店：約670, 旅館・ホテル約3,200））
- ・ 食品衛生法に基づく監視指導の機会を活用した周知・啓発

市民の皆様へのお願い

～新型コロナウイルスの感染拡大防止のために～

飲食の場を介して、また、家庭内での感染が拡大しています。家庭の外でも内でも感染を拡大させないためには、皆さん一人ひとりの実践が不可欠です。

家庭内における注意

(感染事例)

Aさんは夫と子ども2人の4人暮らし。近くに高齢の母親が独りで住んでおり、週末には子どもを連れて様子を見に行っている。母親は毎週末の訪問を楽しみにしており、先週末も購入した食料品を届け、母親によく聞こえるようにと、いつものようにマスクを着けずに大きな声で会話した。次の月曜日、職場の同僚の感染が判明してAさんも濃厚接触者となり、PCR検査で陽性となった。子ども2人の世話は何とか夫に頼んだが、保育所の送迎で接触した保育士2名が2週間の自宅待機に。更に3日後、母親にも感染していることが分かり即入院。夫、子どもは自宅待機。幸いAさんも母親も軽症で済み2週間で退院でき、夫も子どもも発症せずに済みましたが、大切な家族を守るため、いつも自分が感染しているかもと考えておくことが大切です。

※実際の事例を基に作成したものです。

家庭外での感染を防止し、ウイルスを家庭に持ち込まないために

- ・ 3密回避の徹底を!
- ・ 飲食等マスクを外す場面は特に注意!
- ・ 「帰宅したら、まず手洗い、うがい」の徹底を!
- ・ 日常的に体温計測等の体調管理を行い、少しでも具合が悪い場合はためらわず仕事や学校を休む

家庭内で感染を広げないために

- ・ ドアノブやスイッチ、トイレ、洗面所等はこまめな消毒を!
- ・ 高齢の方を守るために、家庭内でも、まずお互いの体調に気を付け、適切な「マスク着用」や適切なタイミングでの「距離」を取ることも配慮しましょう。
- ・ 高齢の方、高齢者と接する方はインフルエンザ予防接種を忘れずに!
- ・ 涼しくなった朝夕の散歩など、外出も心掛けましょう!

飲食店を利用する際の注意

飲食の場を介しての新型コロナウイルスの感染が広がっています。大人数・長時間での会食は、感染リスクの高い行為であることを御理解いただき、安心安全に飲食を楽しむ取組が大切です。

(感染事例1)

Bさんは、親しい友人10人のグループで年に1回集まり飲食を共にすることを楽しみにしてきた。今年はBさんが幹事で、コロナ対策を意識して、個室のある店を選び、2次会は取り止めて解散した。ところが、後日参加者のうち8人の感染が確認された。

(感染事例2)

Cさんはプロジェクトをやり遂げた部下3人を労おうと、1次会、2次会と約4時間にわたり、飲食を共にした。

1次会の店では、皆初めの頃は適宜マスクをしていたが、酒が進むにつれて気が緩み、マスクを外しがちになり、声も大きくなっていった。2次会の店は狭く、換気も十分ではなかったが、全くマスクを着けていなかった。Cさんと2次会の店員1人の感染が確認された。

※これらは実際の事例を基に作成したものです。

感染防止のポイント（主なもの）

- ・大人数での宴会や飲み会は控えてください。
- ・長時間や深夜の利用は控えてください。
- ・食えるときは黙って、「会話するときはマスク着用」の徹底を！
- ・感染防止対策に取り組まれていることを確認！

ガイドライン推進宣言事業所ステッカーが目印です。
皆様御自身も店舗のルールを守ってください。
店舗として感染防止対策に取り組まれているので、
皆様も店舗の取組に協力し、安心安全に飲食を楽しんでください。



- ・新型コロナあんしん追跡サービスの活用を！

店頭で掲示されているQRコードを読み取ることで登録できます。
※国の接触確認アプリ「COCOA」も御活用を。

**感染された方や医療関係者等への誹謗中傷は許されない行為です。
正しい情報に基づき冷静な行動を取ってください。**

- お問合せ 京都市新型コロナウイルス感染症対策本部
電話：075-222-3342
(平日9時から17時まで(12時から13時までを除く))



飲食店等に携わる事業者の皆様へ

～ 飲食の場での感染防止のために ～

飲食の場を介して新型コロナウイルスの感染が拡大しています。

飲食店の経営，社会経済活動を維持していくためには，事業者の皆様による感染防止の取組が不可欠です。

今一度，各業界団体が策定する「感染拡大予防ガイドライン」を御理解いただき，遵守・徹底をお願いします。

感染拡大予防ガイドライン遵守・徹底

（感染事例）

男性Aさんは久しぶりに馴染みの店に。久々の来店ということもあり，女性店員Bはこの時だけマスクなしで顔を近づけて話をしてしまいました。その数日後，Aさんからお店に「新型コロナに感染した」との連絡が入ることに。

しかし，そのときには，Bさんは体調が悪いのに既に数日間勤務を継続。店内ではマスク着用や消毒に取り組んでいたが，更衣室や控え室は狭く窓もなく，従業員の出勤時間が重なるため，3密状態となっていた。気付いたときには，他の女性店員や男性スタッフ，複数のお客様にも感染が広がっており，クラスターとなっていた。店は2週間の休業を余儀なくされただけでなく，多くの常連さんにも迷惑をかけることとなった。

※実際の事例を基に作成したものです。

感染防止のポイント（主なもの）

- ・ スタッフの体調の把握。体調の悪いスタッフは自宅待機，医療機関へ相談。
- ・ 手洗いや衛生管理の徹底
- ・ マスクやフェイスガードの適切な着用
- ・ アクリル板やビニールカーテン等での飛沫防止
- ・ 「三つの密」を避けるための配席の工夫
（対面を避ける配席や人と人との距離の確保（できるだけ2m（最低1m）空ける））
- ・ 入店時の対応
（体調の悪い方の店内飲食のお断り，手指消毒のお願い，混雑時における入場制限など）
- ・ 定期的な消毒・換気（更衣室や控室にも注意） など

<特にキャバクラなど接待を伴う飲食店，カラオケでは>

- ・ お酌・回し飲みは避ける。接客は正面を避けて立つ
- ・ カラオケは，マスク（適宜フェイスガード）着用かパーテーションで飛沫防止を
- ・ 追跡サービスの導入や利用者名簿の設置 など

感染防止には，お客様の協力が不可欠。お客様への注意喚起を更に積極的に！

業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの例

●外食業の事業継続のためのガイドライン

【（一社）日本フードサービス協会，（一社）全国生活衛生同業組合中央会】
http://www.jfnet.or.jp/contents/_files/safety/FSguidelineA4_20514_630.pdf

●社交飲食業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

【全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会】
<https://zensyaren.net/pdf/b9584552dfbf47642688827125fca7611e1fbd45.pdf>

京都市では、次の2項目のいずれにも該当する場合を店舗名公表の目安として定めています。

① クラスターなど感染者が発生した場合

② 感染経路の追跡が困難な場合※

※ 「京都市新型コロナあんしん追跡サービス」その他の公的機関の追跡サービスを導入・活用していない場合、氏名・電話番号等が明記された利用者名簿が有効に機能していない場合等

支援制度など

ガイドライン推進宣言事業所ステッカー

ガイドラインを遵守し、感染拡大防止や衛生対策等に取り組む事業者を「見える化」する取組です。

ステッカーの申請はこちら ⇒ <https://www.kyotokaigi.com>



京都市新型コロナあんしん追跡サービス

新型コロナウイルスの感染者が確認された場合、接触のおそれのある方にお知らせメールを送付するサービスです。

●京都市新型コロナあんしん追跡サービス

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000270672.html>

●新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）

アドバイザーチームによる事業者の感染症対策等サポートナビ等

●新型コロナウイルスに関する事業者向けの主な支援制度<京都市版>

<https://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/page/0000268990.html>

●アドバイザーチームによる事業者の感染症対策等サポートナビ

<https://www.newstyle-kyoto.com/>

**感染された方や医療関係者等への誹謗中傷は許されない行為です。
正しい情報に基づき冷静な行動を取ってください。**

●お問合せ 京都市新型コロナウイルス感染症対策本部

電話：075-222-3342

（平日9時から17時まで（12時から13時までを除く））

